

「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」 の一部改正について

平成11年9月3日 障第585号、老発第582号

厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省老人保健福祉局長

ホームヘルプサービス事業については、新・高齢者保健福祉推進十か年戦略（新ゴールドプラン）等に基づき、その充実を図っているところであるが、介護保険制度の施行も踏まえ、ホームヘルパー養成研修の更なる充実を図るとともに、制度改正に伴う指定のあり方等の見直しを行う必要がある。

このため、今般、「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成7年7月31日社援更第192号、老計第116号、児発第725号社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）の一部を別紙のとおり改正したので、本事業の円滑な実施及び管下市町村に対する本事業の趣旨の徹底について特段のご配慮をお願いする。

なお、改正の概要は下記のとおりである。

記

○ 改正の概要

- (1) 従来、指定都市の区域内における養成研修事業については、指定都市市長が指定を行っていたところであるが、平成11年度以降新たに指定するものについては、都道府県知事が指定することとしたこと。
- (2) 従来、事業の実施場所が複数の都道府県にわたる養成研修事業については、厚生省が指定を行っていたところであるが、平成11年度以降新たに指定するものについては、事業の実施場所である各都道府県知事がそれぞれ指定することとしたこと。

別紙

別添1ホームヘルパー養成研修事業実施要綱の一部を次のように改正する。

1. 4の(2)のA中「ホームヘルプサービスチーム運営方式推進事業」を「チーム運営方式」に改める。
2. 9の(1)を次のように改める。

改正前の通知（平成7年7月31日社援更第192号、老計116号、児発第725号社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「改正前通

知」という。）に基づく1級課程、2級課程又は3級課程を修了した者（改正前通知9に基づき1級課程、2級課程又は3級課程を修了したものとみなされた者を含む。）は、本要綱に定めるそれぞれの課程を修了したものとみなす。

3. 9の(3)として次のように加える。

(3) 平成11年度以降の新たな指定に関しては、8の(1)の規定にかかわらず、指定都市の区域内におけるホームヘルパー養成研修事業についても、都道府県知事が指定するものとする。

4. 9の(4)として次のように加える0

(4) 平成11年度以降の新たな指定に関しては、8の(4)の規定にかかわらず、事業の実施場所が複数の都道府県にわたるホームヘルパー養成研修事業についても、事業の実施場所である各都道府県知事がそれぞれ指定するものとする。

5. 別紙1ホームヘルパー養成研修事業カリキュラム中「ケアマネージメント」を「ケアマネジメント」に改める。

別添2を削る。

別添1

ホームヘルパー養成研修事業実施要綱

1 目的

高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図ることとする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県又は指定都市とする。
ただし、事業の一部又は全部を適当と認められる講習機関等に委託することができるものとする。

3 対象者

原則として、ホームヘルプサービス事業に従事する

ことを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事している者とする。

4 研修カリキュラム

(1) 本研修は、ホームヘルパー養成研修1級課程（以下「1級課程」という。）、ホームヘルパー養成研修2級課程（以下「2級課程」という。）、ホームヘルパー養成研修3級課程（以下「3級課程」という。）及び継続養成研修の4課程とし、各課程のカリキュラムについては別紙1のとおりとする。

ただし、地域性、受講者の希望等を考慮して、必要な科目を追加することは差し支えない。

(2) 各課程の位置付け等は次のとおりとする。

ア 1級課程

ホームヘルプサービス事業における基幹的なホームヘルパーの養成研修課程とし、2級課程修了者を対象に、2級課程で修得した基本事項についてのより深い知識と技術に加え、チーム運営方式の主任ヘルパー業務に関する知識、技術を修得することとする。

したがって、2級課程の修了後、原則として1年以上ホームヘルパーとして活動した者に対して実施することが望ましい。

イ 2級課程

ホームヘルプサービス事業に従事する者の基本研修課程とし、福祉サービスの基本視点の理解、業務内容やサービス利用者に関する知識等の必要な知識及び具体的技術について修得することとする。

常勤又はこれに準ずる勤務形態（概ね、1日の勤務時間が6時間以上で1週間の勤務時間が5日以上、かつ、1月の勤務日数が常勤の勤務日数の4分の3以上の場合をいう。）のホームヘルパーは、2級課程を修了することとする。

ウ 3級課程

2級課程へステップアップすることを前提としたホームヘルプサービス事業入門研修課程とし、ホームヘルプサービス事業に従事するに当たって必要な知識と技術のうち基礎的なものを修得することとする。

エ 継続養成研修

1級課程修了者の資質の維持、向上のために実施する次の4プログラムとし、1級課程修了者は、原則として3年を経過するごとにいずれかのプログラムを受講することとする。

(ア) チーム運営方式主任ヘルパー業務関連プログラム

(イ) 最新の知識プログラム

(ウ) 指導技術と介護技術プログラム

(エ) 困難事例対応技術プログラム

(3) 各課程の概要、受講対象者及び研修時間は次のとおりとする。

課程	概要	受講対象者	時間
1級課程	チーム運営方式の主任ヘルパー等の基幹的ヘルパーの養成研修	2級課程修了者	230
2級課程	ホームヘルプサービス事業従事者の基本研修	ホームヘルプサービス事業に従事する者又はその予定者	130
3級課程	ホームヘルプサービス事業入門研修	勤務時間の少ない非常勤ヘルパー、福祉公社の協力会員、登録ヘルパー等としてホームヘルプサービス事業に従事する者又はその予定者	50
継続養成研修	1級課程修了者の資質の維持・向上に必要な研修	1級課程修了者	設定された時間数

(4) 都道府県知事及び指定都市市長は、3級課程修了者が2級課程の研修を受講する場合、2級課程の研修科目及び研修時間のうち別紙2に掲げる研修科目及び研修時間を免除することができるものとする。

5 研修期間

(1) 1級課程については、原則として1年以内に修了することとする。

ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2年の範囲内で修了することとして差し支えない。

(2) 2級課程については、原則として8月以内に修了することとする。

ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、1年6月の範囲内で修了することとして差し支えない。

(3) 3級課程については、原則として4月以内に修了することとする。

ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、8月の範囲内で修了することとして差し支えない。

(4) 継続養成研修については、原則として3月以内に修了することとする。

6 修了証書の交付等

(1) 都道府県知事及び指定都市市長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書及び携帯用修了証明書を交付するものとする。

(2) 都道府県知事及び指定都市市長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、年齢等必要事項を記載した名簿を作成し、管理するとともに、作成後遅滞なく管下市長村長に送付するものとする。

7 研修会参加費用

研修会開催費用のうち、教材等にかかる実費相当分については、参加者が負担するものとする。

8 ホームヘルパー養成研修事業としての指定

(1) 都道府県知事及び指定都市市長は、自ら行う研修事業の他に当該都道府県、指定都市の区域内において、社会福祉協議会、農業協同組合、福祉公社、学校法人、医療法人、老人クラブ等が行う類似の研修事業のうち、適正な審査の結果別途定める要件を満たすものを・ホームヘルパー養成研修事業として指定することができるものとする。

(2) 指定されたホームヘルパー養成研修事業の実施者は研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書及び携帯用修了証明書を交付するものとする。

(3) 都道府県知事及び指定都市市長は・研修修了者のうち、6の(2)に定める名簿への登載を希望する者については、6の(2)に準じ適正に取扱うものとする。

(4) 事業の実施場所が複数の都道府県にわたる研修事業(単に受講者の募集対象地域又は居住地が複数の都道府県に渡る場合を除く)については、厚生省が(1)に準じホームヘルパー養成研修事業として指定し、指定したホームヘルパー養成研修事業については、各都道府

県に通知するものとする。

9 その他

(1) 改正前の通知(平成7年7月31日社援更第192号、老計第116号、児発第725号社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連盟通知。以下「改正前通知」という。)に基づく1級課程、2級課程又は3級課程を修了した者(改正前通知9に基づき1級課程、2級課程又は3級課程を修了したものとみなされた者を含む。)は、本要綱に定めるそれぞれの課程を修了したものとみなす。

(2) 介護福祉士であって、ホームヘルプサービス事業に従事する者は、1級課程を修了したものとみなす。

(3) 平成11年度以降の新たな指定に関しては、8の(1)の規定にかかわらず、指定都市の区域内におけるホームヘルパー養成研修事業についても、都道府県知事が指定するものとする。

(4) 平成11年度以降の新たな指定に関しては、8卯4)の規定にかかわらず、事業の実施場所が複数の都道府県にわたるホームヘルパー養成研修事業についても、事業の実施場所である各都道府県知事がそれぞれ指定するものとする。

10 事業実施上の留意事項

(1) 都道府県知事及び指定都市市長は、本事業の実施に当たって、福祉人材センター、福祉人材バンク等との十分な連携を図るものとし、また、介護実習・普及センターについても活用を図るものとする。

(2) 都道府県知事及び指定都市市長は、ホームヘルパーの人材の確保に資するため、8に定めるホームヘルパー養成研修事業としての指定を積極的に行うものとする。

(3) 都道府県知事及び指定都市市長は・現にホームヘルパーとして活動している者のうち、養成研修を受講していない者等が業務の内容に応じた資質の向上を図れるよう適切な配慮を行うものとする。

(4) 研修の実施に当たっては、テキストに加え・副読本の活用や視聴覚教材の活用等を図るものとする。

別紙1

ホームヘルパー養成研修事業カリキュラム

1 級課程	合計	230時間
(1) 講義	計	84時間
ア 社会福祉関連の制度とサービス	小計	20時間
(ア) 老人福祉の制度とサービス		4時間
(イ) 老人保健・医療の制度とサービス		3時間
(ウ) 障害者（児）福祉の制度とサービス		4時間
(エ) 社会保障制度		3時間
(オ) 老人保健福祉の動向		3時間
(カ) 障害者（児）福祉の動向		3時間
イ 介護の方法と技術	小計	28時間
(ア) 介護技術の展開		4時間
(イ) 痴呆性高齢者の介護の実際		4時間
(ウ) 障害を持つ児童の介護の実際		4時間
(エ) 身体障害者の介護の実際		4時間
(オ) 精神に障害を持つ人々への介護の実際		4時間
(カ) 困難事例検討		4時間
(キ) 在宅ターミナルケアの実際		4時間
ウ チームケアとチームワーク	小計	20時間
(ア) ケアマネジメントの方法		4時間
(イ) ホームヘルプサービスチーム運営方式の実際		4時間
(ウ) チームケアの実際		4時間
(エ) 指導業務の必要性和方法		4時間
(オ) カンファレンスの持ち方と事例検討の方法		4時間
エ 関連領域の基礎知識	小計	16時間
(ア) 医学の基礎知識Ⅱ		8時間
(イ) 在宅看護の基礎知識Ⅱ		4時間
(ウ) 心理学的援助方法の基礎知識		4時間
(2) 実技講習	計	62時間
ア ケアマネジメント技術		6時間
イ 指導技術と介護技術の向上		30時間
ウ 困難事例等対応技術		20時間
エ 福祉用具の使用技術		6時間

(3) 実習	計	84時間
ア 痴呆性高齢者等処遇困難事例対応実習		24時間
イ デイサービスセンター実習		12時間
ウ チーム運営方式業務実習		16時間
エ 訪問看護同行訪問		8時間
オ 在宅介護支援センター職員との同行訪問		8時間
カ 公的関係機関見学		8時間
キ 事例報告の検討		8時間
2 級課程	合計	130時間
(1) 講義	計	58時間
ア 福祉サービスの基本視点	小計	6時間
(ア) 福祉理念とケアサービスの意義		3時間
(イ) サービス提供の基本視点		3時間
イ 社会福祉の制度とサービス	小計	6時間
(ア) 老人福祉の制度とサービス		3時間
(イ) 障害者（児）福祉の制度とサービス		3時間
ウ ホームヘルプサービスに関する知識	小計	5時間
(ア) ホームヘルプサービス概論		3時間
(イ) ホームヘルパーの職業倫理		2時間
エ サービス利用者の理解	小計	14時間
(ア) 障害・疾病の理解		8時間
(イ) 高齢者、障害者（児）の心理		3時間
(ウ) 高齢者、障害者（児）等の家族の理解		3時間
オ 介護に関する知識と方法	小計	11時間
(ア) 介護概論		3時間
(イ) 介護事例検討		4時間
(ウ) 住宅・福祉用具に関する知識		4時間
カ 家事援助に関する知識と方法	小計	4時間
(ア) 家事援助の方法		4時間
キ 相談援助とケア計画の方法	小計	4時間
(ア) 相談援助とケア計画の方法		4時間

ク 関連領域の基礎知識	小計	8時間	継続養成研修
(ア) 医学の基礎知識 I		3時間	
(イ) 在宅看護の基礎知識 I		3時間	(1) チーム運営方式主任ヘルパー業務
(ウ) リハビリテーション医療の基礎知識		2時間	関連プログラム 24時間
			ア 1級課程の科目のうち、
			① 講義
(2) 実技講習	計	42時間	ホームヘルプサービスチーム運営方式の実際(4時間)、チームケアの実際(4時間)、指導業務の必要性と方法(4時間)、カンファレンスの持ち方と事例検討の方法(4時間)
ア 共感的理解と基本的態度の形成		4時間	
イ 基本介護技術		30時間	② 実技講習
ウ ケア計画の作成と記録、報告の技術		5時間	ケアマネジメント技術(6時間)
エ レクリエーション体験学習		3時間	イ 小グループによる討論(2時間)
(3) 実習	計	30時間	(2) 最新の知識プログラム 22時間
ア 介護実習		16時間	ア 1級課程の科目のうち、
イ ホームヘルプサービス同行訪問		8時間	① 講義
ウ 在宅サービス提供現場見学		6時間	老人保健福祉の動向(3時間)、障害者(児)福祉の動向(3時間)、介護技術の展開(4時間)、心理学的援助方法の基礎知識(4時間)
3級課程	合計	50時間	② 実技講義
			ケアマネジメント技術(6時間)
(1) 講義	計	25時間	イ 小グループによる討論(2時間)
ア 社会福祉に関する知識	小計	7時間	(3) 指導技術と介護技術プログラム 32時間
(ア) サービス提供の基本視点		3時間	ア 1級課程の科目のうちの実技講習
(イ) 老人福祉の制度とサービス		2時間	指導技術と介護技術の向上(30時間)
(ウ) 障害者(児)福祉の制度とサービス		2時間	イ 小グループによる討論(2時間)
イ ホームヘルプサービスに関する知識と方法	小計	13時間	(4) 困難事例対応技術プログラム 26時間
(ア) ホームヘルプサービス概論		3時間	ア 1級課程の科目のうちの実習
(イ) サービス利用者の理解		3時間	痴呆性高齢者等処遇困難事例対応実習(24時間)
(ウ) 介護概論		3時間	イ 小グループによる討論(2時間)
(エ) 家事援助の方法		4時間	
ウ 関連領域の基礎知識	小計	5時間	別紙2
(ア) 医学の基礎知識		3時間	ホームヘルパー養成研修事業免除科目及び時間
(イ) 心理面への援助方法		2時間	1 講義
(2) 実技講習	計	17時間	(1)サービス提供の基本視点 (3時間)
ア 共感的理解と基本的態度の形成		4時間	(2)ホームヘルプサービス概論 (3時間)
イ 介護技術入門		10時間	(3)介護概論 (3時間)
ウ ホームヘルプサービスの共通理解		3時間	(4)家事援助の方法 (4時間)
(3) 実習	計	8時間	2 実技講習
ア 在宅サービス提供現場見学		8時間	(1)共感的理解と基本的態度の形成 (4時間)
			(2)レクリエーション体験学習 (3時間)
			3 実習
			在宅サービス提供現場見学 (6時間)